

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改

正する法律案(閣法第八三号)(衆議院送付) 要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、個人住民税の改正

寄附金税額控除の適用対象に、認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人への寄附金のうち、都道府県又は市区町村が条例で定めるものを追加するとともに、寄附金税額控除の適用下限額を二千元(現行五千元)に引き下げる。

二、罰則の見直し

脱税犯及び秩序犯に係る懲役刑の上限の引上げ等の罰則の見直しを行う。

三、その他

1 税負担軽減措置等の大幅な整理合理化等を行う。

2 この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。